

## 広島県における盛土規制法の許可・届出の確認について

広島県の宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」と記載)に基づく規制区域の指定(令和5年9月28日)により、建設発生土の搬出先における法に基づく許可・届出の確認が必要となります。確認にあたっては下記の事項を確認ください。

### 1. 規制区域の確認について

広島県における盛土規制法に基づく規制区域(宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域)の確認につきましては、広島県のホームページで公表されていますので確認ください。

#### 【規制区域市町】

政令市(広島市)、中核市(呉市、福山市)を除く市町が指定されています。

参考 広島市: 盛土規制法施行後2年以内の指定

呉市: 令和6年度内指定予定

福山市: 令和6年度内指定予定

### 2. 盛土規制法に基づく届出の確認について

盛土規制法の規制区域の指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事<sup>\*</sup>(旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたものは除く)は、盛土規制法の指定があった日から21日以内(令和5年10月18日(水)まで)に届出を提出することとなっています。期限までに届出が出されていない場合は、搬出先として不適正になります。

※ 許可や届出に必要な一定規模の工事や許可を要しない工事がありますので、広島県の許可・届出申請の手引等(広島県ホームページ掲載)で確認ください。

### 3. 盛土規制法に基づく許可の確認について

盛土規制法の規制運用開始後(令和5年9月28日以降)に行う宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事<sup>\*</sup>においては許可が必要になります。許可を受けると許可通知書が交付されます。許可を受けていない場合は、搬出先として不適正になります。

### 4. 許可・届出の情報確認について

広島県が運用していますインフラマネジメント基盤「DoboX」により、許可・届出の情報を確認することが可能になります。

なお、許可・届出の情報が反映されるまでに時間を要することがありますので、確認を急がれる場合は、許可・届出の状況について搬出先の工事主等に確認ください。